

---

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（稲葉昭宏君） 日程第11、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題といたします。

議会事務局長をして議案の朗読をいたさせます。

（議会事務局長 新田徳彦君 議案朗読）

○議長（稲葉昭宏君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（総務課長 山本秀樹君 提案理由説明）

○議長（稲葉昭宏君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2番（渡辺文彦君） ちょっとこの件も、この人が悪いということじゃなくて、割と人事案件は任期が切れても再任という形で出てくるのが多いと思うんですけども。今回新たな方が推薦されているわけですけども、それに関わって前の2人がなんで今回再任されなかったのか、この辺をちょっと聞きたいんですけども・・・。

○総務課長（山本秀樹君） 今回は、退職の希望があつての退任ということだそうです。なお、人権擁護委員につきましては、年齢制限がありまして、再任の候補の場合は75歳未満の者ということにもなっております。今回はこれに値するという形ではないですが、希望があつての退任ということで聞いております。

○議長（稲葉昭宏君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（稲葉昭宏君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は人事案件ですありますので、討論を省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 異議なしと認めます。

よって、討論を省略して、直ちに採決を行います。

これより諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を採決いたします。

この採決は挙手による方法によって行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(稲葉昭宏君) 異議なしと認めます。

よって、採決は挙手による方法で行います。

これより諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり適任と答申することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(稲葉昭宏君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり適任と答申することに決しました。

---